

第4章 公認会計士試験の実施

1. 公認会計士試験とは

公認会計士試験とは、公認会計士法の定めるところに従い、公認会計士になろうとする者に必要な学識や応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、審査会が実施する国家試験である。

公認会計士としての業務を営むためには、公認会計士となる資格を有しなければならず、公認会計士となる資格を得るためにには、公認会計士試験に合格することが主たる要件となる。

公認会計士となる資格を有した者は、協会に備える公認会計士名簿に登録すれば公認会計士となることができ、監査業務のほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応じることを業とすることができます。

2. 公認会計士試験制度

公認会計士法の改正に伴い、現行の試験制度は平成17年の実施までとなつており、平成18年から新試験制度が実施される。

(1) 現行公認会計士試験の概要

現行試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の3段階5回の試験体系で実施されている。

第1次試験は、第2次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するか否かの判定を行うことを目的として、筆記の方法により4科目について行われる。

第2次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するか否かの判定を行うことを目的とし、短答式(マークシート方式)及び論文式による筆記の方法により実施している。第2次試験の合格者は、「会計士補」の名称を使用して、公認会計士が行う財務書類の監査業務を補助することができるほか、財務書類の調製や財務に関する監査・立案及び財務に関する相談といった業務を行うことができる。

第3次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するか否かの判定を行うことを目的とし、第2次試験に合格し、3年以上の実務経験(業務補助等(注1)及び実務補習(注2))を履修した者を対象に、筆記及び口述の方法により実施している。第3次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。

注1) 業務補助等とは、「業務補助」及び「実務従事」をいう。「業務補助」とは、監査業務について公認会計士又は監査法人を補助することをいう。「実務従事」とは、監査業務以外で財務に関する監査、分析その他の実務で政令に定めるものに従事することをいう。

注2) 実務補習とは、金融庁長官の指定若しくは認定した指導公認会計士の事務所、実務補習団体又は実務補習機関において、公認会計士となるのに必要な技能を修習するため、会計士補等が受ける財務書類の監査又は証明の実務についての補習をいう。

【図9 現行公認会計士試験制度】

(2) 公認会計士法の改正（試験制度改正の趣旨）

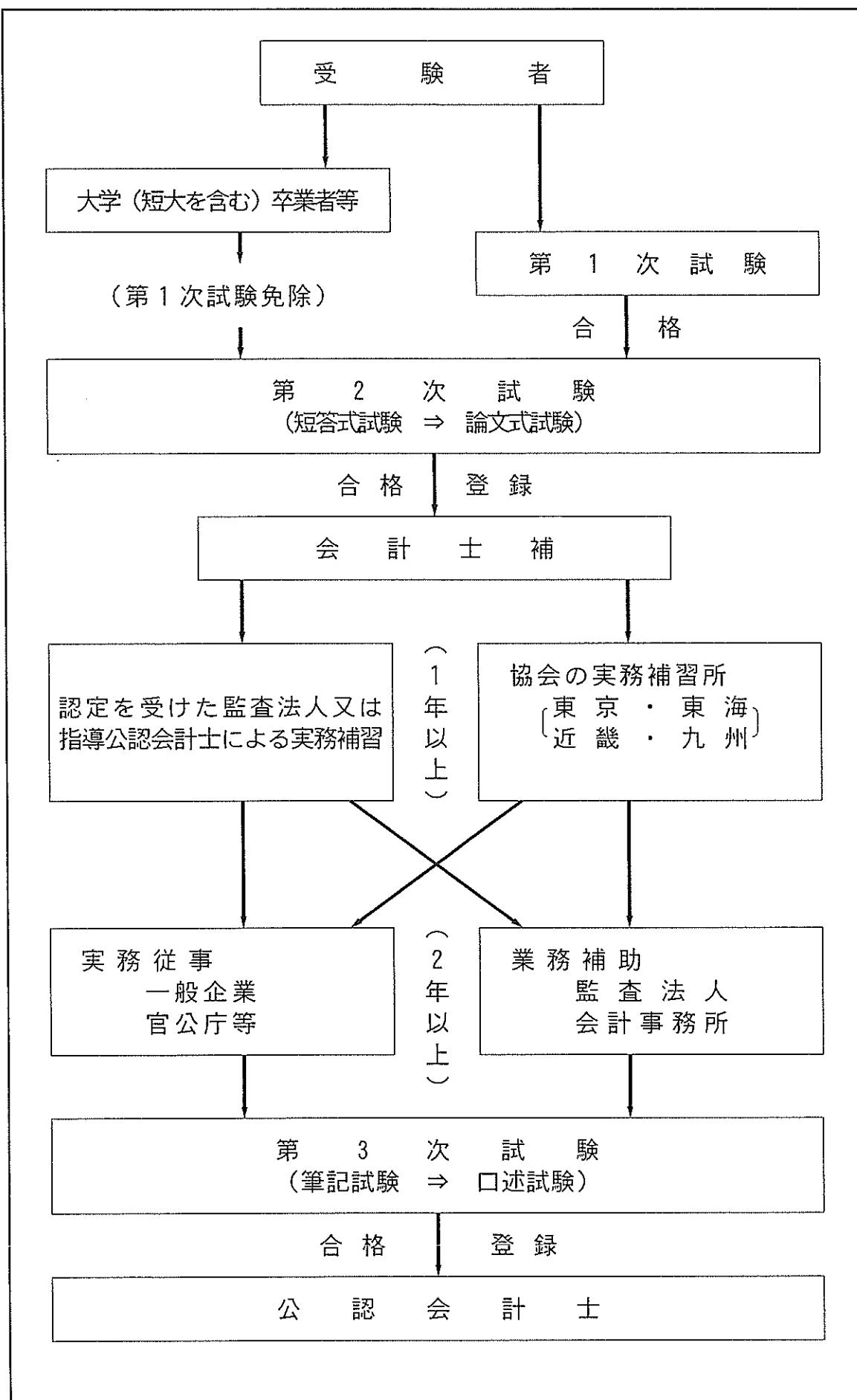
平成12年6月の公認会計士審査会（当時）において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年より公認会計士制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、公認会計士制度のあり方についてグローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われ、1年間に渡る審議の末、次のような結論を得た。

- ① 公認会計士は、複雑化・多様化・国際化している今日の経済社会において、不斷の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての公益上の使命と職責を果たすべきである。
- ② 量的に拡大するとともに質的な向上が求められている監査業務の担い手として、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、更には、企業などにおける専門的な実務の担い手として、重要な役割を担うことが一層求められている。
- ③ このような期待に応えるためには、受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることにより、一定の資質を有する多様な人材を我が国の経済社会において、今後とも確保していくことが求められる。

その後、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、公認会計士試験制度の大幅な見直しが行われた。

具体的には、現行の試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の

図 9 現行公認会計士試験制度の仕組み等



一部免除の拡大、実務経験の位置付けの変更などを内容とする見直しが行われ、新たな制度による公認会計士試験が平成18年から実施されることとされた。

(3) 新公認会計士試験の概要

公認会計士試験制度は、平成15年5月の改正公認会計士法において見直しが行われ、以下のとおりとなっている。

- ① 現行の3段階5回の試験体系（第1次試験、第2次試験（短答式試験及び論文式試験）、第3次試験（筆記試験及び口述試験））を1段階2回（短答式試験及び論文式試験）の試験体系に改組
- ② 試験科目を短答式試験4科目（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）及び論文式試験5科目（会計学、監査論、企業法、租税法、選択科目（経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目））へ変更
なお、現行の第2次試験の試験科目は、短答式試験が会計学及び商法、論文式試験が会計学（簿記、財務諸表論、原価計算、監査論）、商法及び選択科目（経営学、経済学、民法のうち2科目）である。
- ③ 一定の要件を満たす実務経験者、専門職大学院修了者等に対する試験の一部免除を拡大
- ④ 短答式試験合格者に対する爾後2年間の短答式試験免除の導入
- ⑤ 論文式試験の科目合格による爾後2年間の当該科目免除の導入

【図10 新たな公認会計士試験制度等のしくみ】

なお、公認会計士法上、公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを的確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いなければならないこととされた。

（参考）改正公認会計士法により、以下のような経過措置が設けられている。

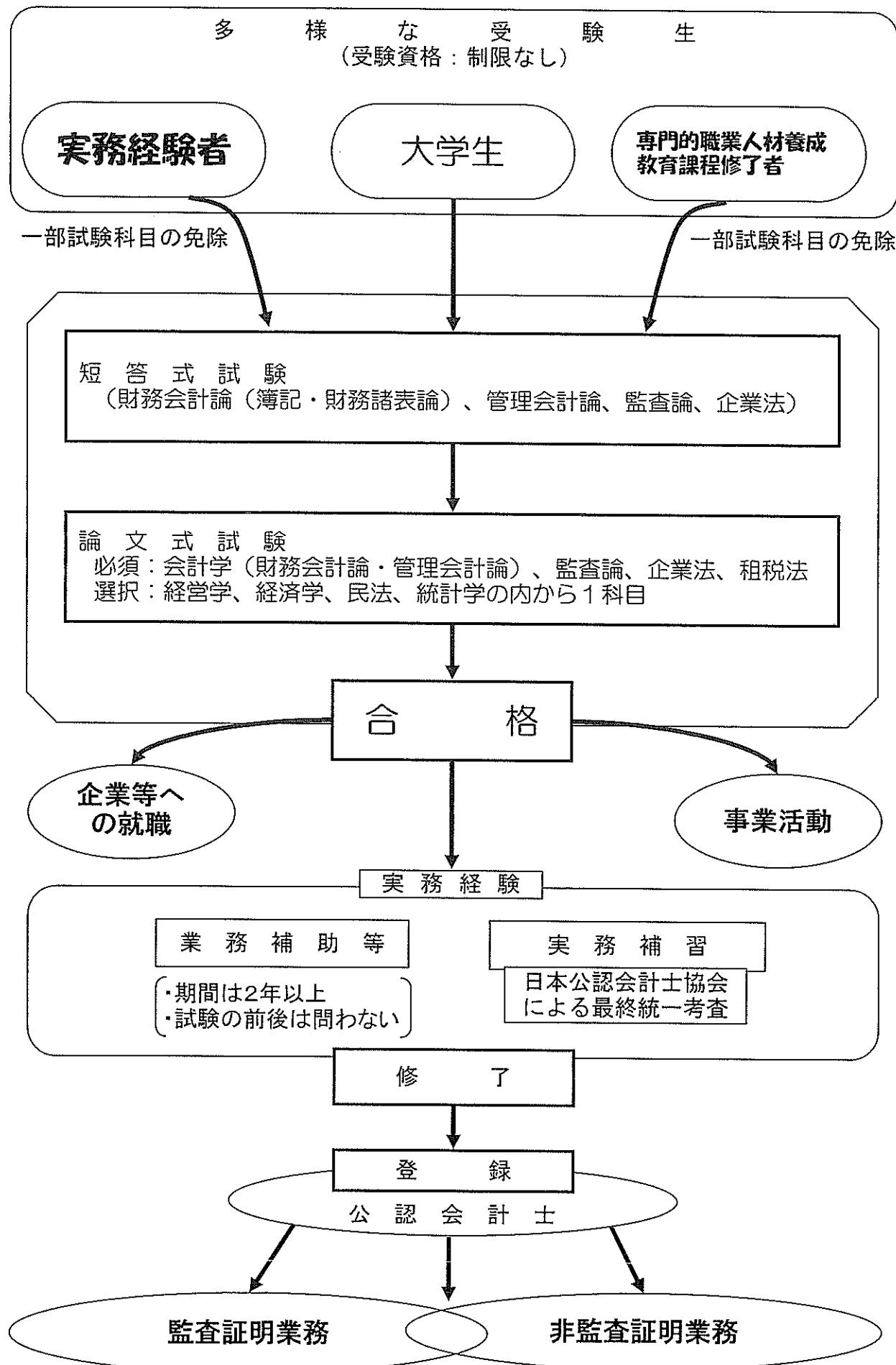
・会計士補に関する経過措置

今回の改正では、平成18年1月1日から会計士補制度は廃止されるが、その際に現に会計士補である者及び会計士補となる資格を有する者は、改正公認会計士法施行後も「会計士補」として引き続き業務を行うことができる。

・第2次試験合格者に関する経過措置

今回の改正では、現行の第2次試験合格者は、新公認会計士試験の短答式試験に合格した者とみなされ、その申請により論文式試験の会計学、企業法及び選択科目が免除されることになる。したがって、論文式試験は、監査論と租税法を受験すればよい

図10 新たな公認会計士試験制度等のしくみ



こととなっている。

また、現行の第2次試験合格者で業務補助等や実務補習が未修了であっても、平成18年から新試験を受験することができる。

・その他の経過措置

上記の経過措置のほか、公認会計士の資格、旧司法試験合格者等に関する措置、業務補助等の期間及び実務補習に関する措置などが設けられている。

3. 現行公認会計士試験の実施状況

(1) 平成16年試験

① 第1次試験

平成16年第1次試験は、従前の公認会計士審査会の下で実施された試験である。第1次試験は、平成16年1月13日に全国の財務局等所在地で実施され、受験申込者数147名中、56名が欠席し、答案提出者は91名となり、初めて100人台を下回る結果となった。

試験の結果、91名中13名が合格し、第2次試験の受験資格が与えられた。

注) 第1次試験の受験申込者数は、平成2年から平成6年までの間は、700人から800人台で推移していたが、平成7年に254人まで急減し、その後は200人台で推移し、平成12年から平成16年までは100人台で推移している。

平成7年の大幅な減少は、大学設置基準の改正に伴う公認会計士法施行令の改正により、大学在学中から受験が可能となったことなどが要因として挙げられている。

② 第2次試験

イ 短答式試験

公認会計士審査会を改組・拡充して設けられた公認会計士・監査審査会の下で実施された第2次試験の短答式試験は、平成16年5月30日に全国の財務局等所在地で行われ、受験願書提出者数は16,310名となった。前年の14,978名に比べ1,332名の増加(8.9%増)となった。受験願書提出者数16,310名のうち、短答式試験の免除者41名、欠席者756名を除いた受験者は15,513名と、前年に比べ1,225名増加した。同年6月25日の合格発表では合格者3,237名と、前年に比べ136名減少した。

□ 論文式試験

平成 16 年 8 月 24 日、25 日、26 日に全国の財務局等所在地で行われ、3,237 名が受験し、1,378 名が合格した。合格者数は、前年に比べ 116 名増加（9.2% 増）して過去最高となり、初めて 1,300 名を超える結果となった。

合格者の年齢別では、最高年齢が 50 歳、最低年齢は 20 歳で、25 歳以上 30 歳未満が 578 名（構成比 41.9%）と最も多く、続いて、25 歳未満の 574 名（構成比 41.7%）となっており、30 歳未満が全体の 83.6% を占めている。合格者の平均年齢は、26.0 歳（前年と同じ）。また、女性の合格者は対前年比 55 名増の 261 名（構成比 18.9%）であり、過去最高の合格者数となった。合格者の学歴は、大学卒業者が 1,105 名（構成比 80.3%）と最も多く、続いて大学在学中の者が 236 名（構成比 17.1%）となっている。合格者の職業では、「無職」の者が 1,099 名で全体の 79.7% を占めており、続いて、大学生など「学生」の 249 名（構成比 18.1%）となっている。

③ 第 3 次試験

イ 筆記試験

平成 16 年 11 月 4 日及び 5 日の 2 日間、全国の財務局等所在地で行われ、受験願書提出者数は 1,428 名であり、前年の 1,294 名に比べ 134 名の増加（10.4% 増）となった。

筆記試験の結果、1,005 名を口述試験受験資格者（筆記試験合格者）として決定し、平成 16 年の口述試験受験資格者は、前年に比べ 142 名の増加となった。

□ 口述試験

平成 17 年 1 月 17 日から同年 3 月 8 日までの 36 日間（土、日、祝日を除く）に渡り、審査会事務局がある東京都で実施した。筆記試験合格者 1,005 名に筆記試験免除者 5 名を加えた 1,010 名について口述試験を実施し、934 名を合格者として決定した。合格者の職業別では、監査法人勤務者が 875 名（構成比 93.8%）、銀行員・会社員が 31 名と、監査法人勤務者が 9 割以上を占めている。また、合格者中の最高年齢は 46 歳、最低年齢は 24 歳、平均年齢は 29.9 歳という結果であった。

(2) 平成 17 年試験

① 第 1 次試験

平成 17 年第 1 次試験は、平成 17 年 1 月 11 日に全国の財務局等所在地で実施され、受験申込者数 68 名中、26 名が欠席し、答案提出者は 42 名であった。

試験の結果、42 名中 10 名が合格し、第 2 次試験の受験資格が与えられた。

② 第 2 次試験（短答式試験）

平成 17 年の短答式試験は、平成 17 年 5 月 29 日に全国の財務局等所在地で実施され、受験願書提出者は、15,322 名で、前年の 16,310 名に比べ、988 名の減少となった。このうち、短答式試験の免除者が 38 名、欠席者が 871 名いたことから、受験者は 14,413 名となっており、前年に比べ 1,100 名減少した。同年 6 月 24 日の合格発表では合格者 3,510 名と、前年に比べ 273 名増加した。

なお、平成 7 年に短答式試験が導入されてから、これまでに実施された短答式試験の合格者はいずれも 3,000 名を超えている。

4. 新公認会計士試験の実施に係る検討等

(1) 新試験小委員会における検討の状況

① 新公認会計士試験実施に係る準備委員会

公認会計士審査会の下に設置された新公認会計士試験実施に係る準備委員会において、新たな公認会計士試験の具体的実施内容が検討され、平成 15 年 12 月 25 日に「改正公認会計士法における公認会計士試験の実施について」が公表された。

② 新公認会計士試験実施検討小委員会

イ 設置

上記の報告を受け、新公認会計士試験の実施に向けて更なる具体的な内容を検討するため、平成 16 年 5 月 18 日の審査会（平成 16 年 4 月より「公認会計士・監査審査会」へ改組）において、新公認会計士試験実施検討小委員会を設置することが承認され、同年 6 月 16 日に審査会委員 4 名を含む 11 名の委員が選任された。

□ 審議経過

平成 16 年 7 月 27 日に第 1 回の会合を開催し、平成 17 年 5 月 23 日まで計 8 回の会合により、試験日程、試験時間、問題数、配点、試験科目の出題範囲、合格基準等について検討した。

小委員会ではこれらの検討結果を、平成 17 年 2 月 8 日に審査会の承認を経て、同年 2 月 10 日に「出題範囲の要旨」などを含めた「新公認会計士試験の実施について」として公表した。その際、会社法案の国会審議等の動向から引き続き検討するとされた企業法の出題範囲の要旨等については同年 6 月 28 日の審査会の承認を経て、同年 7 月 27 日に公表した。

③ 具体的な内容

イ 試験日程

短答式試験については、各試験科目の試験時間、他の国家試験の試験日程等を考慮し、毎年 5 月末の日曜日及び 6 月初の日曜日の 2 日間の日程で行うこととした。

論文式試験については、短答式試験の合格者が論文式試験の準備期間を十分に確保できるよう 8 月中旬に 3 日間の日程で行うこととした。

□ 試験時間

新試験においては、単なる知識の記憶に留まらない、論理構成の力、判断力、応用力が養われているかどうかを判定する試験とするため、試験時間を延長した。具体的には、1 問あたりの試験時間はこれまでよりも多く確保することとし、短答式試験の試験時間は、財務会計論を 180 分、管理会計論、監査論及び企業法を各 90 分とし、論文式試験の試験時間は、会計学を 300 分、監査論、企業法、租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）を各 120 分とした。これにより、短答式試験では、単純平均で 1 問当たりの時間が約 3 分 30 秒から 4 分 30 秒になった。

ハ 問題数

短答式試験については、できるだけ幅広く多くの基本的な問題を出題するとの観点から、財務会計論を 40 問、管理会計論、監査論及び企業法を各 20 問とした。

論文式試験については、会計学を大問 5 問、監査論、企業法、

租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）を大問2問とし、大問には小問等を設けることができるものとした。

二 配点

短答式試験の配点については、財務会計論を200点、管理会計論、監査論及び企業法を各100点とし、各問5点を基本とするが、各問の配点に差を設けることができるものとした。なお、配点に差を設けたときは、問題文に明示することとした。

論文式試験の配点については、公認会計士になろうとする者にとって基本となる試験科目である会計学を重視し、会計学の配点のウェイトを高めることが適切であるとの観点から、会計学を300点、監査論、企業法、租税法及び選択科目（経営学、経済学、民法、統計学）を各100点とした。なお、大問1問につき50点を基本とするが、例えば、1科目において60点と40点の大問を各1問出題するなど、現行試験と異なり大問各問の配点に差を設けることができるものとし、大問各問の配点を問題文に明示することとした。

木 試験科目の範囲

各試験科目の範囲については、受験者が受験勉強を行う際の目安となるよう出題範囲をより明確化し、出題の予見可能性を高めることを目的として、新公認会計士試験実施検討小委員会の下に設置された6つの検討グループ（①財務会計論、②管理会計論・経営学、③監査論、④企業法・民法、⑤経済学・統計学、⑥租税法）において検討され、「出題範囲の要旨」として取りまとめられた（「出題範囲の要旨」の内容については、資料編を参照）。

また、新たに試験科目となる租税法及び統計学については、試験問題の難易度等の目安となるよう、サンプル問題を作成した。

ヘ 繼続して検討する事項

試験に関する情報提供及び合否判定の方法・基準については引き続き検討することとした。

（2）新公認会計士試験システム

① 新公認会計士試験制度に対応したシステムの構築

公認会計士試験においては、採点処理及び結果通知書発行等の業

務を電算システムを利用し処理しているが、新試験制度の施行に伴う試験免除の拡大、受験者数の増加による業務量の増大に対応するため、また、受験者に対する情報提供の充実等による行政サービスの向上のため、新たなコンピュータ・システムの導入を図ることとしている。

現在、この公認会計士試験システム（コンピュータ・システム）について、新試験の執行に必要不可欠な機能（願書受付、答案採点、得点調整機能等）の優先的な開発等、平成18年の新公認会計士試験の実施に向けて開発を進めている。

② 府省共通最適化計画への参画

政府は、各府省で行われている国家試験業務などの個別業務について、共通の業務システムの構築を目指している。そのための最適化計画の策的を目的として関係府省連絡会議が設置されており、審査会も参加している。

トピック

講演活動

審査会の活動の周知及び解説のため、以下の講演を行ないました。

平成 16 年 8 月 31 日（火） テーマ：「公認会計士・監査審査会の活動方針について」
主 催：財団法人産業経理協会

平成 17 年 5 月 14 日（土） テーマ：「監査の信頼性の向上をめざして」
主 催：北海道大学他